

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要領

制 定 平成27年 4月10日 環自野発第1504103号
一部改正 平成28年 3月16日 環自野発第1603167号

1 目的

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により実施する事業（以下「交付金事業」という。）の実施については、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年 4月10日付け環自野発第1504103号。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

2 交付金事業の内容等

要綱3の事業内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業

科学的・計画的な鳥獣の管理による効果的な捕獲を促進するため、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」という。）の策定等及びそれに必要な調査並びに（2）の実施に伴う捕獲情報の収集等及び事業評価の実施を行うものとする。

また、アからエの実施に当たっては、原則として（2）のアについてもアからエの実施年度中に実施するものとするが、当年度中に実施できない特段の理由がある場合はこの限りではない。

ア 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の検討、策定、変更を実施すること。

イ 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に必要な生息数、生息密度、分布、個体数推定及び将来予測等の指定管理鳥獣の生息状況及び指定管理鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境に係る被害状況の調査を実施すること。

ウ （2）の事業実施による鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量、費用等の捕獲情報の収集、整理、分析を実施すること。

エ （2）の事業に係る指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性の検証、次期指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定に向けて改善すべき事項の検討、事業評価を実施すること。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業

ア 指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項を実施する。

イ 捕獲個体の搬出・処分（解体、焼却業者等に支払う処分費を含む）を実施する。

(3) 効果的捕獲促進事業

ア及びイによる捕獲については、原則として指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき実施することとする。また、実施の効果の検証及び評価を行い当該技術等の普及に取り組むものとする。

ア 効果的捕獲モデル・技術開発タイプ

効果的な捕獲等を促進するため、従来の捕獲手法に比べ効果的な捕獲手法を用い

てモデル的に捕獲等を行い捕獲効果を検証する取組又は、これまで実施されていない効果的な捕獲手法の技術開発を行うものとする。

イ 市町村連携タイプ

都道府県が複数市町村と協議会を設置し、市町村と連携することにより、都道府県が委託した事業者による一層効果的な捕獲等の取組を実施すること。

市町村連携による捕獲等の対象地域は、協議会に参加している市町村の地域内とし、協議会の設置に当たっては、名称、範囲、目的、活動、事務局等の事項を規定した規約を定めるものとする。

また、自然環境局長が特に必要があると認める場合は、市町村等との調整等の事務費を対象とする。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

認定を目指す法人やその法人の捕獲従事者を対象とした安全管理、技能知識等に関する講習会や認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催等の認定鳥獣捕獲等事業者等の育成に向けた必要な取組を実施すること。

3 交付金事業の委託による実施

(1) 都道府県は、2に定める交付金事業の全部又は一部について他の者（ただし市町村を除く）に委託して実施することができるものとする。ただし、指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する2の(2)のアについて委託する場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第14条の2第7項に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に対し、その実施を委託するものとする。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業を認定鳥獣捕獲等事業者として委託された事業者が、「認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者」に該当する事業者に再委託をできるものとする。ただし、都道府県が委託した事業者ではないため、法第14条の2第8号等の特例が適用されないことに留意するものとする。

4 交付金事業の実施等の手続

(1) 交付金事業の計画（以下「交付金事業計画」という。）の策定等

要綱6の(1)の自然環境局長が別に定める交付金事業計画は、別記様式第1により正副2部を作成し、申請するものとする。

(2) 交付金事業計画の承認

要綱6の(1)の自然環境局長による交付金事業計画の承認は別記様式第2により行うものとする。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の協議について

ア 要綱6の(2)の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の提出は別記様式第3により、協議は別記様式第4により、変更協議は別記様式第5により行うものとする。なお、自然環境局長は、別記様式第6により回答するものとする。

イ 要綱6の(2)ウの指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目的の達成や指定管理鳥獣捕獲等事業の遂行に係りのない細部の変更とは、対象鳥獣の変更、実施区域の変

更、目標の大幅な変更、鳥獣の放置及び夜間銃猟の追加以外の場合とする。

(4) 交付金事業計画の変更

ア 要綱6の(3)における交付金事業計画の変更の申請は別記様式第7により行うものとする。

イ 要綱6の(3)の自然環境局長が別に定める交付金事業計画の重要な変更とは、事業の新設、中止又は廃止、対象とする指定管理鳥獣及び捕獲の実施地域の変更とする。

(5) 交付金事業の着手

交付金事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて交付金事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第8により、その理由を具体的に明記した指定管理鳥獣捕獲等事業交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県は地方環境事務所長を経由の上、環境省自然環境局長に提出するものとする。

(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書

ア 要綱7の(1)の指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書は、別記様式第9により、提出するものとする。

イ 2の(3)の事業を実施した場合には、別記様式1の別紙1、別紙2又は別紙3のいずれかにより評価報告書を作成の上、(6)のアの評価報告書と併せて提出及び公表するものとする。

5 交付金事業の実施に係る留意事項

都道府県は、交付金事業の実施に当たって、次に掲げる事項に留意することとする。

(1) 都道府県が鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針に基づき設置した広域協議会に参画している場合は、適切な鳥獣の管理を実施するため、参画する広域協議会が策定した広域指針との整合を図ること。

(2) 環境省が策定した特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン等を参考にすること。

(3) 交付金事業を行う場合は、次に示す鳥獣保護管理に係る人材登録事業（鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録して、地方公共団体等の要請に応じて、登録者の情報を紹介する仕組み）に登録している技術者（以下「登録者」という。）や同等の専門的知見を有する者の助言を受けよう努めることとする。交付金事業を委託する場合は、登録者が所属する者に委託するよう努めるとともに、委託者に登録者がいない場合にあっては、登録者等の専門家の助言を受けようとする。

ア 鳥獣保護管理プランナー（2の(1)のアの事業内容を行う又は委託する場合。）

イ 鳥獣保護管理捕獲コーディネーター（2の(2)、(3)の事業内容を行う場合又は委託する場合。なお指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する場合は認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することとなるが、その場合も可能な限り鳥獣保護管理捕獲コーディネーターが所属する者に委託するよう努めること。）

ウ 鳥獣保護管理調査コーディネーター（2の(1)のイ、ウ、エの事業内容を行う

場合又は委託する場合。)

- (4) 本事業を適切に実施するため、本事業で捕獲した個体について他の事業で捕獲した個体が混同しない又は他の国費の助成を受けて実施している事業に不正に流用されないような処置を行うこと。
- (5) 本事業による捕獲等と他の事業等で実施する捕獲等が、計画の作成及び実施に当たって整合が図られた目標を設定し、連携して捕獲等を進めることができるよう関係者間で調整を行うこと。

(附則)

この要領は、平成28年3月16日から施行する。

別記様式第1（4の（1）の関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事

平成 年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画の承認申請について

平成 年度において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、別紙のとおり、交付金事業計画を作成したので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6の（1）の規定に基づき申請する。

別記様式第2（4の（2）、（4）の関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

環境省自然環境局長

平成 年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画の（変更の）承認について

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった交付金事業計画（の変更）については、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6の（1）（6の（3））の規定に基づき承認する。

別記様式第3（4の（3）の関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の提出について

法第14条の2第1項に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を別添のとおり策定したので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6の（2）の規定に基づき提出する。

別記様式第4（4の（3）の関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の協議について

法第14条の2第1項に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の案を別添のとおり作成したので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6の（2）の規定に基づき協議する。

別記様式第5（4の（3）の関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の変更協議について

平成 年 月 日付け第 号で自然環境局長と協議を行った法第14条の2第1項に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画について、別添のとおり変更したいので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6の（2）の規定に基づき協議する。

別記様式第6（4の（3）の関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

環境省自然環境局長

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の（変更）協議に対する回答について

平成 年 月 日付け第 号で協議のあった法第14条の2第1項に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の（変更）案については、異存がありません。

（注）意見等がある場合は、「異存がありません」を「別添のとおり回答する」とする。

別記様式第7（4の（4）の関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事

平成 年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画の変更承認申請について

平成 年 月 日付け環自野発第 号で承認のあった交付金事業計画を別添のとおり変更したいので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6の（3）の規定に基づき協議する。

（注）添付書類は、別記様式第1のそれぞれに準じて変更部分について変更の前後がわかるように作成する。

別記様式第8（4の（5）の関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事

平成 年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の交付決定前事業着手届

平成 年 月 日付け環自野発第 号で承認のあった交付金事業計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、提出する。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第9（4の（6）の関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事

指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書の提出について

平成 年 月 日付け第 号により協議（提出）した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画により実施した指定管理鳥獣捕獲等事業が終了しその結果について報告書を作成したので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）7の（1）の規定に基づき提出する。

併せて、要領4の（6）のイの規定に基づく評価報告書を提出する。

（注）要領の2の（3）のア又はイを実施している場合は、「併せて、要領4の（6）のイの規定に基づく評価報告書を提出する。」と記載する。

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要領

制 定 平成27年 4月10日 環自野発第1504103号
一部改正 平成28年 月 日 環自野発第 号

1 目的

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により実施する事業（以下「交付金事業」という。）の実施については、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年 4月10日付け環自野発第1504103号。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

2 交付金事業の内容等

要綱3の事業内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業

科学的・計画的な鳥獣の管理による効果的な捕獲を促進するため、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」という。）の策定等及びそれに必要な調査並びに（2）の実施に伴う捕獲情報の収集等及び事業評価の実施を行うものとする。

また、アからエの実施に当たっては、原則として（2）のアについてもアからエの実施年度中に実施するものとするが、当年度中に実施できない特段の理由がある場合はこの限りではない。

ア 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の検討、策定、変更を実施すること。

イ 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に必要な生息数、生息密度、分布、個体数推定及び将来予測等の指定管理鳥獣の生息状況及び指定管理鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境に係る被害状況の調査を実施すること。

ウ （2）の事業実施による鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量、費用等の捕獲情報の収集、整理、分析を実施すること。

エ （2）の事業に係る指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性の検証、次期指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定に向けて改善すべき事項の検討、事業評価を実施すること。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業

ア 指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項を実施する。

イ 捕獲個体の搬出・処分（解体、焼却業者等に支払う処分費を含む）を実施する。

(3) 効果的捕獲促進事業

ア及びイによる捕獲については、原則として指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき実施することとする。また、実施の効果の検証及び評価を行い当該技術等の普及に取り組むものとする。

ア 効果的捕獲モデル・技術開発タイプ

効果的な捕獲等を促進するため、従来の捕獲手法に比べ効果的な捕獲手法を用い

てモデル的に捕獲等を行い捕獲効果を検証する取組又は、これまで実施されていない効果的な捕獲手法の技術開発を行うものとする。

イ 市町村連携タイプ

都道府県が複数市町村と協議会を設置し、市町村と連携することにより、都道府県が委託した事業者による一層効果的な捕獲等の取組を実施すること。

市町村連携による捕獲等の対象地域は、協議会に参加している市町村の地域内とし、協議会の設置に当たっては、名称、範囲、目的、活動、事務局等の事項を規定した規約を定めるものとする。

また、自然環境局長が特に必要があると認める場合は、市町村等との調整等の事務費を対象とする。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

認定を目指す法人やその法人の捕獲従事者を対象とした安全管理、技能知識等に関する講習会や認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催等の認定鳥獣捕獲等事業者等の育成に向けた必要な取組を実施すること。

3 交付金事業の委託による実施

(1) 都道府県は、2に定める交付金事業の全部又は一部について他の者（ただし市町村を除く）に委託して実施することができるものとする。ただし、指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する2の(2)のアについて委託する場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第14条の2第7項に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に対し、その実施を委託するものとする。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業を認定鳥獣捕獲等事業者として委託された事業者が、「認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者」に該当する事業者に再委託をできるものとする。ただし、都道府県が委託した事業者ではないため、法第14条の2第8号等の特例が適用されないことに留意するものとする。

4 交付金事業の実施等の手続

(1) 交付金事業の計画（以下「交付金事業計画」という。）の策定等

要綱6の(1)の自然環境局長が別に定める交付金事業計画は、別記様式第1により正副2部を作成し、申請するものとする。

(2) 交付金事業計画の承認

要綱6の(1)の自然環境局長による交付金事業計画の承認は別記様式第2により行うものとする。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の協議について

ア 要綱6の(2)の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の提出は別記様式第3により、協議は別記様式第4により、変更協議は別記様式第5により行うものとする。なお、自然環境局長は、別記様式第6により回答するものとする。

イ 要綱6の(2)ウの指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目的の達成や指定管理鳥獣捕獲等事業の遂行に係りのない細部の変更とは、対象鳥獣の変更、実施区域の変

更、目標の大幅な変更、鳥獣の放置及び夜間銃猟の追加以外の場合とする。

(4) 交付金事業計画の変更

ア 要綱6の(3)における交付金事業計画の変更の申請は別記様式第7により行うものとする。

イ 要綱6の(3)の自然環境局長が別に定める交付金事業計画の重要な変更とは、事業の新設、中止又は廃止、対象とする指定管理鳥獣及び捕獲の実施地域の変更とする。

(5) 交付金事業の着手

交付金事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて交付金事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第8により、その理由を具体的に明記した指定管理鳥獣捕獲等事業交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県は地方環境事務所長を経由の上、環境省自然環境局長に提出するものとする。

(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書

ア 要綱7の(1)の指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書は、別記様式第9により、提出するものとする。

イ 2の(3)の事業を実施した場合には、別記様式1の別紙1、別紙2又は別紙3のいずれかにより評価報告書を作成の上、(6)のアの評価報告書と併せて提出及び公表するものとする。

5 交付金事業の実施に係る留意事項

都道府県は、交付金事業の実施に当たって、次に掲げる事項に留意することとする。

(1) 都道府県が鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針に基づき設置した広域協議会に参画している場合は、適切な鳥獣の管理を実施するため、参画する広域協議会が策定した広域指針との整合を図ること。

(2) 環境省が策定した特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン等を参考にすること。

(3) 交付金事業を行う場合は、次に示す鳥獣保護管理に係る人材登録事業（鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録して、地方公共団体等の要請に応じて、登録者の情報を紹介する仕組み）に登録している技術者（以下「登録者」という。）や同等の専門的知見を有する者の助言を受けよう努めることとする。交付金事業を委託する場合は、登録者が所属する者に委託するよう努めるとともに、委託者に登録者がいない場合にあっては、登録者等の専門家の助言を受けようとする。

ア 鳥獣保護管理プランナー（2の(1)のアの事業内容を行う又は委託する場合。）

イ 鳥獣保護管理捕獲コーディネーター（2の(2)、(3)の事業内容を行う場合又は委託する場合。なお指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する場合は認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することとなるが、その場合も可能な限り鳥獣保護管理捕獲コーディネーターが所属する者に委託するよう努めること。）

ウ 鳥獣保護管理調査コーディネーター（2の(1)のイ、ウ、エの事業内容を行う

場合又は委託する場合。)

- (4) 本事業を適切に実施するため、本事業で捕獲した個体について他の事業で捕獲した個体が混同しない又は他の国費の助成を受けて実施している事業に不正に流用されないような処置を行うこと。
- (5) 本事業による捕獲等と他の事業等で実施する捕獲等が、計画の作成及び実施に当たって整合が図られた目標を設定し、連携して捕獲等を進めることができるよう関係者間で調整を行うこと。

(附則)

この要領は、平成28年3月 日から施行する。

※ 下線部分の年月日は、施行日とする。

別記様式第1（4の（1）の関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事

平成 年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画の承認申請について

平成 年度において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、別紙のとおり、交付金事業計画を作成したので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6の（1）の規定に基づき申請する。

別記様式第2（4の（2）、（4）の関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

環境省自然環境局長

平成 年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画の（変更の）承認について

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった交付金事業計画（の変更）については、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6の（1）（6の（3））の規定に基づき承認する。

別記様式第3（4の（3）の関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の提出について

法第14条の2第1項に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を別添のとおり策定したので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6の（2）の規定に基づき提出する。

別記様式第4（4の（3）の関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の協議について

法第14条の2第1項に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の案を別添のとおり作成したので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6の（2）の規定に基づき協議する。

別記様式第5（4の（3）の関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の変更協議について

平成 年 月 日付け第 号で自然環境局長と協議を行った法第14条の2第1項に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画について、別添のとおり変更したいので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6の（2）の規定に基づき協議する。

別記様式第6（4の（3）の関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

環境省自然環境局長

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の（変更）協議に対する回答について

平成 年 月 日付け第 号で協議のあった法第14条の2第1項に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の（変更）案については、異存がありません。

（注）意見等がある場合は、「異存がありません」を「別添のとおり回答する」とする。

別記様式第7（4の（4）の関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事

平成 年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画の変更承認申請について

平成 年 月 日付け環自野発第 号で承認のあった交付金事業計画を別添のとおり変更したいので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6の（3）の規定に基づき協議する。

（注）添付書類は、別記様式第1のそれぞれに準じて変更部分について変更の前後がわかるように作成する。

別記様式第8（4の（5）の関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事

平成 年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の交付決定前事業着手届

平成 年 月 日付け環自野発第 号で承認のあった交付金事業計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、提出する。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第9（4の（6）の関係）

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事

指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書の提出について

平成 年 月 日付け第 号により協議（提出）した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画により実施した指定管理鳥獣捕獲等事業が終了しその結果について報告書を作成したので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）7の（1）の規定に基づき提出する。

併せて、要領4の（6）のイの規定に基づく評価報告書を提出する。

（注）要領の2の（3）のア又はイを実施している場合は、「併せて、要領4の（6）のイの規定に基づく評価報告書を提出する。」と記載する。

交付金事業計画

都道府県名： _____

第1 事業概要
1 事業費等

事業費	うち交付金
円	円

指定管理鳥獣捕獲等事業 実施計画の策定状況	ニホンジカ	
	イノシシ	

注：ニホンジカ又はイノシシの欄に「策定済み」又は「未策定」のいずれかを記入すること。

2 事業対象の指定管理鳥獣の種類

指定管理鳥獣名	
---------	--

注：ニホンジカ及びイノシシを事業対象とする場合は、両方の名前を記入すること。

3 事業計画総括表

事業概要	事業費（円）	負担区分（円）			交付割合	備考
		交付金	都道府県費	その他		
ア 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定					5,000千円を上限とする定額（定額を超える部分は事業費の1/2以内）	
① 実施計画の検討・策定						
② 生息状況及び被害状況の調査						
③ 捕獲情報等の収集、整理、分析						
④ 事業の評価、検証						
イ 指定管理鳥獣の捕獲等					1/2以内（原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は2/3以内）	
① 捕獲及び捕獲に付随する事項の実施						
② 捕獲個体の搬出・処分						
ウ 効果的捕獲促進事業					定額（事業概要の①及び②の合計が10,000千円を上限とする）	
① 効果的捕獲モデル・技術開発タイプ						
② 市町村連携タイプ						
エ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成					1/2以内	
計						

注1：各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額を記入すること。

注2：負担区分の「その他」の欄には、寄付その他収入を記入すること。

4 事業の実施期間

平成 年 月 ~ 平成 年 月

5 第二種特定鳥獣管理計画における管理の目標

--

注：第二種特定鳥獣管理計画における管理の目標について、簡潔に記入すること。

6 事業の実施方針

--

注：第二種特定鳥獣管理計画における目標を踏まえ、都道府県内における指定管理鳥獣の生息及び被害状況、個体群管理の強化、事業実施の必要性・目的等について記載すること。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の目標及び設定の考え方

(1) 目標
(2) 目標設定の考え方

注：目標については、捕獲数等の具体的な数値を記入すること。実施計画を定めていない場合は、想定される捕獲数等の目標を記入すること。

8 他の施策との関連方法についての考え方

--

注：農林水産省が実施する鳥獣被害防止総合対策等の他の施策との連携等について記入すること。

第2 事業の実施内容

1 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

--

注1：指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するに当たって、都道府県における関係部局等を含めた実施体制について記入すること。

注2：実施体制図等がある場合は、添付すること。

2 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域及びその状況
(指定管理鳥獣名：)

実施区域	住所等	実施区域の状況（地形、被害状況、区域の選定理由等）

注1：指定管理鳥獣の種別に作成して下さい。

注2：指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定めた実施区域のうち交付金事業の対象とする実施区域について記入すること。実施計画を定めていない場合は想定される実施区域について記入すること。

3 詳細計画（ニホンジカ及びイノシシの両方を事業対象とする場合は、それぞれ分けて作成すること。）

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定

ア 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画の検討及び策定

① 検討会等の開催

検討会名	開催時期	開催回数	参集範囲	検討内容	備考
	年 月				

注：開催時期又は検討会の種類毎に記入すること。なお、専門家等にヒアリングを実施する場合もヒアリング内容を記入すること。

② 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定又は変更の時期

平成 年 月（策定又は変更）

注：見直し又は策定予定時期を記入すること。（ ）内のどちらかに○をすること。

イ 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に必要な指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等の調査

実施時期	委託先等	調査内容	備考

注：調査の実施時期、委託先等、種類、手法等について具体的に記入すること。

ウ 指定管理鳥獣の捕獲情報の収集、整理・分析

実施時期	委託先等	捕獲情報の種類、分析手法、検討方法等	備考

注：実施時期、委託先等、収集する情報の種類、分析手法、検討方法等について具体的に記入すること。

エ 事業の評価・検証

① 検討会の開催

検討会名	開催時期	開催回数	参集範囲	検討内容	備考
	年 月				

注：開催時期別に検討内容等を記入すること。

注：参集範囲には、専門的な知識や経験を有する第三者を入れること。

② 事業の評価・検証

実施時期	委託先等	評価・検証内容

注：指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性、次年度の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に向けて改善すべき事項に係る評価・検証方法等について具体的に記入すること。

(2) 指定管理鳥獣の捕獲等

実施地域	実施時期	捕獲目標	委託先又は直営
	年 月 ~ 年 月		

捕獲方法、搬出・処分方法	捕獲に付随する取組等

注：実施地域の図面を添付すること。

(3) 効果的捕獲促進事業

ア 効果的捕獲モデル・技術開発タイプ

① 検討会の開催

検討会名	開催時期	開催回数	参集範囲	検討内容	備考
	年 月				

② 新技術の地域実証

実証技術名	対象鳥獣	地域実証の概要

注：詳細については、別紙1の「〇〇都道府県における効果的な捕獲に係る新技術の地域実証計画」を添付すること。

③ 技術開発の概要

開発技術名	対象鳥獣	開発技術の概要

注：詳細については、別紙2の「〇〇都道府県における効果的な捕獲に係る技術開発計画」を添付すること。

④ 地域実証又は技術開発の実施体制

--

⑤ 地域実証の効果又は開発する技術の検証・評価方法

--

注：地域実証の効果測定に必要なデータ収集（調査項目、調査方法）、実証結果又は開発技術の分析・評価方法について記入すること。

⑥ 地域実証又は開発する技術の普及方法

--

注：地域実証又は開発した技術の普及方法について記入すること。

イ 市町村連携タイプ

① 検討会の開催

検討会名	開催時期	開催回数	参集範囲	検討内容	備考
	年 月				

② 取組の概要

--

注1：詳細については、別紙3の〇〇都道府県における市町村連携計画を添付すること。

注2：既に規約の定めがある場合は、市町村連携計画と併せて添付すること。

③ 捕獲効果の検証・評価の方法

--

④ 取組内容の普及方法

--

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

実施時期	具体的な取組内容

(別紙1)

〇〇都道府県における効果的な捕獲に係る新技術の地域実証計画 (評価報告)
(効果的捕獲促進事業)

1 対象指定管理鳥獣の種類、技術名、実証地域及び時期

指定管理鳥獣名	
技術名	
実証地域	
実証時期	平成 年 月 ～ 平成 年 月

注：実証地域の位置が分かる地図を添付すること。

2 現状の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の状況及び課題等

--

3 地域実証する技術の概要

--

注：実証する技術の写真や内容等の概要が分かる資料を添付すること。

4 具体的な実証の方法・内容

--

注1：2の課題等を踏まえた技術実証の方法や内容を具体的に記入すること。

注2：事業終了後の評価報告においては、注1を踏まえ、その評価結果を具体的に記入すること。

5 その他

--

注：地域実証に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

(別紙 2)

〇〇都道府県における効果的な捕獲に係る技術開発計画 (評価報告)
(効果的捕獲促進事業)

1 対象指定管理鳥獣の種類及び技術名

指定管理鳥獣名	
技術名	

2 現状の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の状況及び課題等

--

3 開発技術の具体的な内容等

--

注 1 : 開発技術の具体的な内容については、技術の特徴、導入効果、成果目標、有効性、普及性、既存の技術との比較など分かりやすく記述すること。

注 2 : 開発する技術の仕組み等が分かる資料を添付すること。

注 3 : 事業終了後の評価報告においては、注 1 を踏まえ、その評価結果を具体的に記入すること。

4 その他

--

注 1 : 地域実証に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注 2 : 事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。

(別紙3)

〇〇都道府県における効果的な捕獲に係る市町村連携計画（評価報告）
（効果的捕獲促進事業）

1 対象指定管理鳥獣の種類、計画の実施期間及び対象地域

指定管理鳥獣名	
実施時期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
連携市町村名	

注1：対象市町村は、協議会に参加する市町村とする。

注2：対象市町村の位置が分かる図を添付すること。

2 現状の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の状況及び課題等

--

3 連携体制

協議会の名称及び 設立年月（予定）	構成機関の名称	役割分担
平成 年 月		

注：既に協議会規約が策定されている場合は、添付すること。

4 市町村との連携の具体的な取組内容

--

注1：2の課題等を踏まえた市町村との連携による効果的な捕獲の取組を具体的に記入すること。

注2：事業終了後の評価報告においては、注1の課題等を踏まえ、評価結果について記入すること。

5 その他

--

注：市町村との連携に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。